

建設産業における消費税の転嫁対策について

国土交通省 土地・建設産業局
建設業課

消費税率の引上げについて

○ 社会保障・税一体改革関連法により、消費税率が段階的に引き上げられることとなりました。

＜消費税率引上げのスケジュール＞

・ 平成24年8月22日 社会保障・税一体改革関連法 公布

・ 平成26年4月1日 消費税率5% → 8%適用

・ 平成27年10月1日 消費税率8% → 10%適用

※消費税率の引上げに当たっては、税制抜本改革法附則第18条に則って、経済状況等を総合的に勘案して判断を行うこととされています。

工事に係る消費税のポイント

ポイント①どの時点で課税されるのか？ → 契約日ではなく、「**引渡し日**」時点の税率が適用されます

国内取引に係る消費税の納税義務は、課税資産の譲渡等をした時に成立します。そのため、請負契約の場合は、原則として、

○物の引渡しを要するもの…目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日

○物の引渡しを要しないもの…約した役務の全ての提供を完了した日

となり、契約日が消費税率の引上げ前であっても、引渡しが適用日以後であれば、引上げ後の消費税率が適用されます。

ポイント②経過措置とは？ → **消費税率引上げの半年より前に締結した契約は、旧税率が適用されます**

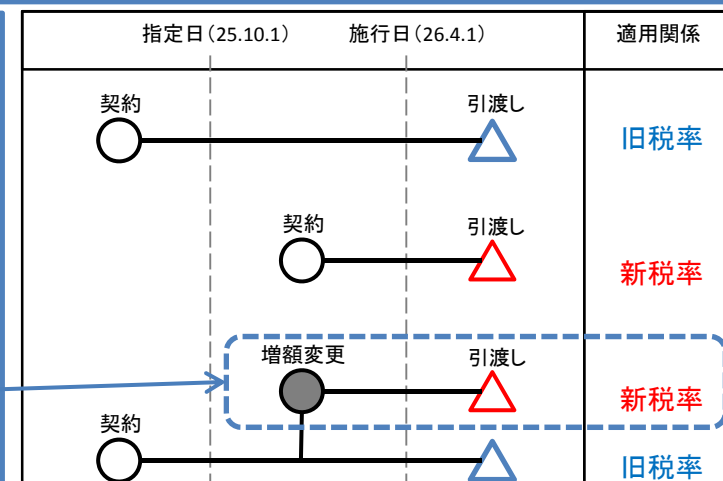
工事の請負の場合、一般的に契約から引渡しまでに時間がかかること等を考慮し、指定日前に締結した工事その他請負に係る契約に基づくものについては、旧税率が適用されます。

○消費税率8%適用に係る指定日…平成25年10月1日(←平成26年4月1日の半年前)

○消費税率10%適用に係る指定日…平成27年4月1日(←平成27年10月1日の半年前)

＜注意＞増額変更があった場合

経過措置の適用工事であっても、指定日以降に変更契約により増額された場合は、その増額された対価の部分については、引上げ後の消費税率が適用されます。



※消費税率10%に係る指定日は平成27年4月1日、施行日は平成27年10月1日となる

元下契約に関する経過措置と損益の関係

消費税は原則として、元請契約に係る消費税額から下請発注に係る消費税額を控除した金額が納付税額となる。

→ 消費税が適正に転嫁されていれば、適用税率の違いによって元請業者の損益に影響を与えない。

《現行》 元請契約5%、下請契約5%

《引上げ後》 元請契約5%(経過措置)、下請契約8%

請負契約額 1,050(うち税50)							
下請契約額 840(うち税40)	<table border="1"> <tr> <td>利益</td><td>200</td></tr> <tr> <td>下請発注額</td><td>800</td></tr> <tr> <td>税</td><td>50</td></tr> </table>	利益	200	下請発注額	800	税	50
利益	200						
下請発注額	800						
税	50						
<table border="1"> <tr> <td>下請受注額</td><td>800</td></tr> <tr> <td>税</td><td>40</td></tr> </table>	下請受注額	800	税	40			
下請受注額	800						
税	40						

請負契約額 1,050(うち税50) ※指定日以前の契約(5%)							
下請契約額 864(うち税64) ※指定日以降の契約(8%)	<table border="1"> <tr> <td>利益</td><td>200</td></tr> <tr> <td>下請発注額</td><td>800</td></tr> <tr> <td>税</td><td>50</td></tr> </table>	利益	200	下請発注額	800	税	50
利益	200						
下請発注額	800						
税	50						
<table border="1"> <tr> <td>下請受注額</td><td>800</td></tr> <tr> <td>税</td><td>64</td></tr> </table>	下請受注額	800	税	64			
下請受注額	800						
税	64						

※元下契約の関係は、発注者と契約関係のある元請業者と一次下請業者だけでなく、一次下請と二次下請など全ての下請契約の段階で成立する。

利益は同額	
利益 $1,050 - 840 - 10 = 200$ 納付税額 $50 - 40 = 10$	利益 $1,050 - 864 - \blacktriangle 14 = 200$ 納付税額 $50 - 64 = \blacktriangle 14$ (還付)
下請に支払った消費税額と同額の控除 (注) 地方消費税を含む。	

長期大規模工事等における経過措置について

指定日から施行日の前日までの間に締結した長期大規模工事等の請負契約においては、右記算式により計算した金額にかかる部分については旧税率が適用されます。

$$\text{長期大規模工事等に係る対価の額} \times \frac{\text{長期大規模工事等の着手の日から施行日の前日までの間に支出した原材料費、労務費その他の経費の額の合計額}}{\text{施行日の前日の現況により見積られる工事原価の額}}$$

※経過措置の具体的な内容等につきましては、国税庁HPをご覧ください。

【参考】国税庁HP(<http://www.nta.go.jp/>)に「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」(平成25年4月)等改正に関する資料が公表されています。

消費税転嫁のポイント

- 消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税であり、税額分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担することになります。

➡ 消費税率の引上げに際しては、消費税の仕組みを正しく理解し、発注者の理解を得つつ、消費税を円滑かつ適正に転嫁することが重要

- 建設業においても、発注者との元請契約、下請契約、資材購入など取引の各段階において課税されます。

➡ 下請契約、資材購入等において、自己の取引上の地位の不当利用に当たるような行為を行わず、消費税分を適正に上乗せした契約を締結することが重要

※免税事業者については、消費税分を別途受け取ることは税法上予定されていないが、仕入れに含まれる消費税分を価格に上乗せすることが必要

※ 建設工事標準請負契約約款（公共・民間・下請）では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図るため、請負代金額を「消費税を含めた総額を記載するとともに、内書きで消費税額を別記」することで、取引に係る消費税額を明示することとしています

建設産業への影響について

請負契約という建設工事の特性から、発注者との関係で弱い立場に置かれる建設産業では、例えば増税分の値引きを求められやすいなど、消費税の負担を発注者に転嫁できない状況が生じる懸念があります。

<過去の転嫁拒否事例>

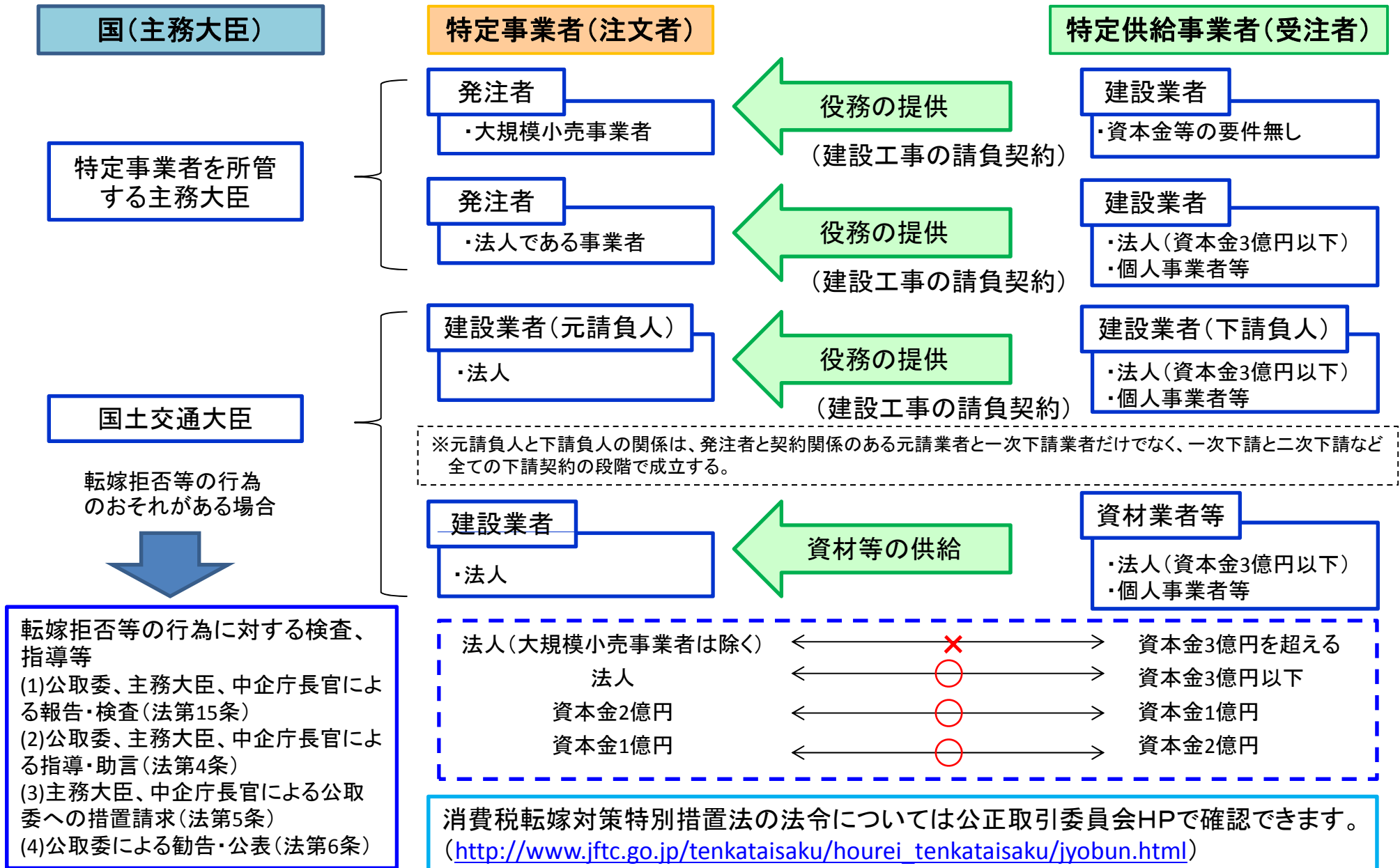
① 設計変更による増額分が生じた際、本来は新税率（5%）が適用されるところ、発注者の理解を得ることができず、本体契約と同じ旧税率（3%）でしか支払ってもらえず、税率の差分（2%）を元請企業が負担して納税した。

③ 元請企業が下請企業に対して消費税の引き上げ分の値引きを求めた。

② 税率引き上げに伴い、駆け込み発注が生じ、設計業務に支障が出るほどの繁忙となった。これにより、概算設計による契約が多くなり、その後の設計変更も増加し、ケース①のような状況が生じた。

④ 発注者と元請企業との契約が経過措置の適用により旧税率が適用されることを理由に、元請企業が当該工事の下請先に対して、新税率が適用される契約に関して引き上げ分の消費税の支払いを拒否した。

消費税転嫁対策特別措置法と建設業との関係について



特定事業者の遵守事項(法第3条)

(1) 減額(消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段)

- 契約済みの請負金額(消費税を含めた金額。以下同じ)から消費税率引上げ分の全部又は一部を減じる場合
- 既に支払った消費税率引上げ分の全部又は一部を次に支払うべき請負金額から減じる場合
- 本体価格に消費税額分を上乗せした額を請負金額とする旨契約したにもかかわらず、支払の際に、消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- リベートを増額する又は新たに提供するように要請し、当該リベートとして消費税率引上げ分の全部又は一部を請負金額から減じる場合
- 消費税率引上げ分を上乗せした結果、計算上生じる端数を請負金額から一方的に切り捨てて支払う場合

※減額とはならない合理的な理由

瑕疵がある場合や工期に間に合わなかった場合等、特定供給事業者の責に帰すべき理由により、相当と認められる範囲内で対価を減じる場合など

→ 指定日以後の契約において、「引渡し日」が施行日前から施行日後に変更になるおそれがある場合、あらかじめ消費税率の引上げに伴い発生する消費税の増額相当分の取扱いについて、契約書等で明確に記載しておくことが重要。

特定事業者の遵守事項(法第3条)

(2) 買ったとき(消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段)

- 請負金額を一律に一定比率で引下げて、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 安価受注を実施することを理由に、大量発注などによる請負人等のコスト削減効果などの合理的理由がないにもかかわらず、請負人等に対して値引きを要求し、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 免税事業者である請負人等に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合(注)
- 消費税率が2段階で引上げられることから、2回目の引上げ時に消費税率引上げ分を全てを受け入れることとし、1回目の引上げ時においては、消費税率引上げ前の請負金額に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い請負金額を定める場合
- 工事内容を減らし、請負金額を消費税率引上げ前のまま据え置いて定めたが、その請負金額の額が工事内容を減らしたことによるコスト削減効果を反映した額よりも低い場合

(注) 免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。

特定事業者の遵守事項(法第3条)

(3) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請(消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号)

【商品の購入、役務の利用要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人にディナーショーのチケットの購入、自社の宿泊施設の利用等を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、本体価格の引下げに応じなかった請負人等に対し、毎年定期的に一定金額分購入してきた商品の購入金額を増やすよう要請する場合
- 自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う請負金額の引上げに当たって不利な取扱いをする旨示唆する場合

【利益提供の要請】

- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税の転嫁の程度に応じて、請負人ごとに目標金額を定め、協賛金を要請する場合等
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、通常必要となる費用を負担することなく、請負人等に対し、従業員等の派遣又は増員を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、消費税率の引上げに伴う価格改定や、外税方式への価格表示変更等に係る値札付け替え等のために、請負人等に対し、従業員等の派遣を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、請負人等に対し、取引の受発注に係るシステム変更に要する費用の全部又は一部の負担を要請する場合
- 消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに、特許権等の知的財産権、その他経済上の利益を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供要請する場合

(4) 本体価格での交渉拒否(消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号)

- 請負金額に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の請負人からの申出を明示的に拒む場合
- 請負人等が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書を再度提出させる場合
- 注文者が、本体価格と消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる場合

(5) 報復行為(消費税転嫁対策特別措置法第3条第4号)

- 請負人が、「駆け込みホットライン」等に消費税の転嫁拒否の事実を知らせたことを理由として、取引数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱をされた等

※詳細は公正取引委員会HPで公表されている「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」をご覧ください。

消費税率の引上げと建設業法との関係について

建設業法における遵守事項

消費税率の引上げにあたり、以下の行為を行った場合は、建設業法上の違反となります。

- ・見積条件の提示（建設業法第20条第3項）
本体価格の交渉には応じるが、不明確な工事内容の提示をしたり、適正な見積期間を確保しない場合
- ・書面による契約締結（建設業法第18条、第19条第1項）
請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れることを合意したが、書面による契約を行わなかった場合
- ・やり直し工事（建設業法第18条、第19条第2項）
請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、変更契約をせずに、やり直し工事を行わせ、消費税率引上げ分の全部又は一部に相当する費用負担を強要する行為
- ・工期（建設業法第19条第2項）
請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに工期の短縮や変更を強要する行為
- ・支払保留（建設業法第24条の3、第24条の5）
請負金額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに支払を保留する場合
- ・長期手形（建設業法第24条の5第3項）
請負代金の額について、消費税率引上げ分の上乗せを受け入れるが、その代わりに、割引を受けることが困難であると認められる手形を交付する場合



上記行為を行った場合

建設業法における検査、指導等

- ・報告・検査（法第31条）
- ・指導・助言・勧告（法第41条）
- ・公取委への措置請求（法第42条）

建設産業における転嫁対策について

具体的な転嫁対策の取り組みとしては、

①消費税の円滑かつ適正な転嫁について各方面(※)への周知徹底

※建設業団体への説明会実施

※建設業法令遵守に係る指導通知の一環として、建設業団体に対し、消費税の適正な転嫁について通知を発出

②相談窓口の設置(政府全体、国交省建設業所管部局) ※下記参照

③政府全体で実施する書面調査並びに元請企業・下請企業間の取引実態調査等を通じた転嫁状況の実態把握

④建設業法令遵守推進本部による建設企業への立入検査・指導等徹底

などについて、これまで培ってきた調査指導の体制・ノウハウも有効に活用しながら、建設産業における円滑かつ適正な転嫁対策を実施する。

相談窓口

○内閣府に政府共通の窓口として消費税価格転嫁等総合相談センターを設置

専用ダイヤル:0570-200-123 URL:<http://www.tenkasoudan.go.jp>

【受付時間】平日9:00—17:00(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※国土交通本省においても消費税価格転嫁等総合相談センター分室を設置

○各地方整備局等においては「建設業 法令遵守推進本部」にて対応(駆け込みホットラインの活用)

※駆け込みホットライン・・・0570-018-240

○都道府県においても相談窓口を設置

消費税転嫁対策特別措置法の施行に伴い、消費税価格転嫁等総合相談センターや駆け込みホットライン等による転嫁拒否行為に関する相談対応を開始

→これまでのところ、建設業の取引に係る消費税転嫁拒否行為に関する相談は数件寄せられている(平成26年2月25日現在)

→今後、消費税率が引き上げられる平成26年4月1日以降に引き渡し等を予定している建設工事の請負契約が増加し、消費税転嫁拒否等が行われる可能性が高まると予想されるため、建設業者の消費税転嫁拒否等に対する監視を強化する

1. 建設業法に基づく立入検査による消費税転嫁拒否に関する調査の実施

- 平成26年1月以降に実施する建設業法に基づく立入検査において、消費税転嫁拒否が行われていないか調査を実施
- 立入検査において消費税転嫁拒否等に関するヒアリングを行い、関連情報を収集

2. 下請業者に対する「消費税転嫁拒否等に関する出張相談」の実施

- (一社)建設産業専門団体連合会が開催する「平成25年度建設専門業の経営革新支援研修会」(平成26年1月20日～平成26年2月24日の間、全国10カ所で開催)において、消費税の転嫁拒否に関する相談の受付及び出席者に対してアンケートを行い、消費税転嫁拒否に関連する情報を収集

3. 平成26年度下請取引等実態調査における消費税転嫁拒否に関する調査の実施

- 平成26年度下請取引等実態調査において、消費税転嫁対策特別措置法の施行以降(平成25年10月1日～平成26年6月30日)の期間に消費税転嫁拒否等が行われているかどうか調査を実施



消費税価格転嫁等総合相談センターや駆け込みホットライン等に寄せられた情報に加え、上記取組により、消費税転嫁拒否を行った企業名を覚知した場合、消費税転嫁対策特別措置法に基づく立入検査等を行う